

VI-4 事業及び施策の概要 ～子どもの権利救済事務局～

1 子どもの権利救済機関の制度

(1) 制度の趣旨

子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）は、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下「条例」という。）」に規定する子どもの権利救済委員制度として、いじめ等の権利侵害を受け、悩み苦しんでいる子どもを迅速かつ適切に救済することを目的として平成21年4月に開設設置された公的第三者機関である。子どもやその保護者等からの相談に応じるほか、救済の申立てや救済委員の自己の発意に基づき、調査、調整、是正措置の勧告や制度改善に向けた意見の公表を行う権限を有している。

これらの権限に法的拘束力はないが、専門的見地に立ち、下記の基本姿勢に基づいて、行政からの独立性が尊重された立場で子どもを支援し、何が子どもにとって最善の利益であるかを関係者が共有し相互に理解できるよう、必要に応じて関係機関等に働きかけを行いながら、権利の侵害を受けた子どもの救済を図っていく。

【子どもの権利救済機関の基本姿勢】

- ・「子どもの最善の利益」を判断の基準にします。
- ・子どもの話をよく聴いて、子どもの気持ちに寄り添います。
- ・子どもが自らの力で次のステップを踏めるよう支援します。

(2) 運営体制

【組織】

救済委員 (2名)	人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた見識を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する（4年4月現在、弁護士及び大学教授）
調査員 (3名)	児童福祉、臨床心理、人権、教育等に専門的知識を有する者
相談員 (7名)	相談又は指導等の経験を有し、子どもの権利保障の推進に熱意を有する者
事務局 (4名)	事務局長（子ども育成部長兼務）、事務局次長（子どもの権利推進課長兼務）、係長及び担当職員

【相談・救済の対象】

札幌市内に住む子どもの悩み、又は市内の学校や施設などで起きた子どもの悩みについて相談を受けている（原則18歳未満。ただし、高校生等の場合は18歳又は19歳も可）。

申立ては、原因となった事実があった日から3年を経過していないものが対象となる。

【開設時間】

（月）～（金）10：00～20：00、（土）10：00～16：00（日曜日・祝日・年末年始は休み）

【受付方法】

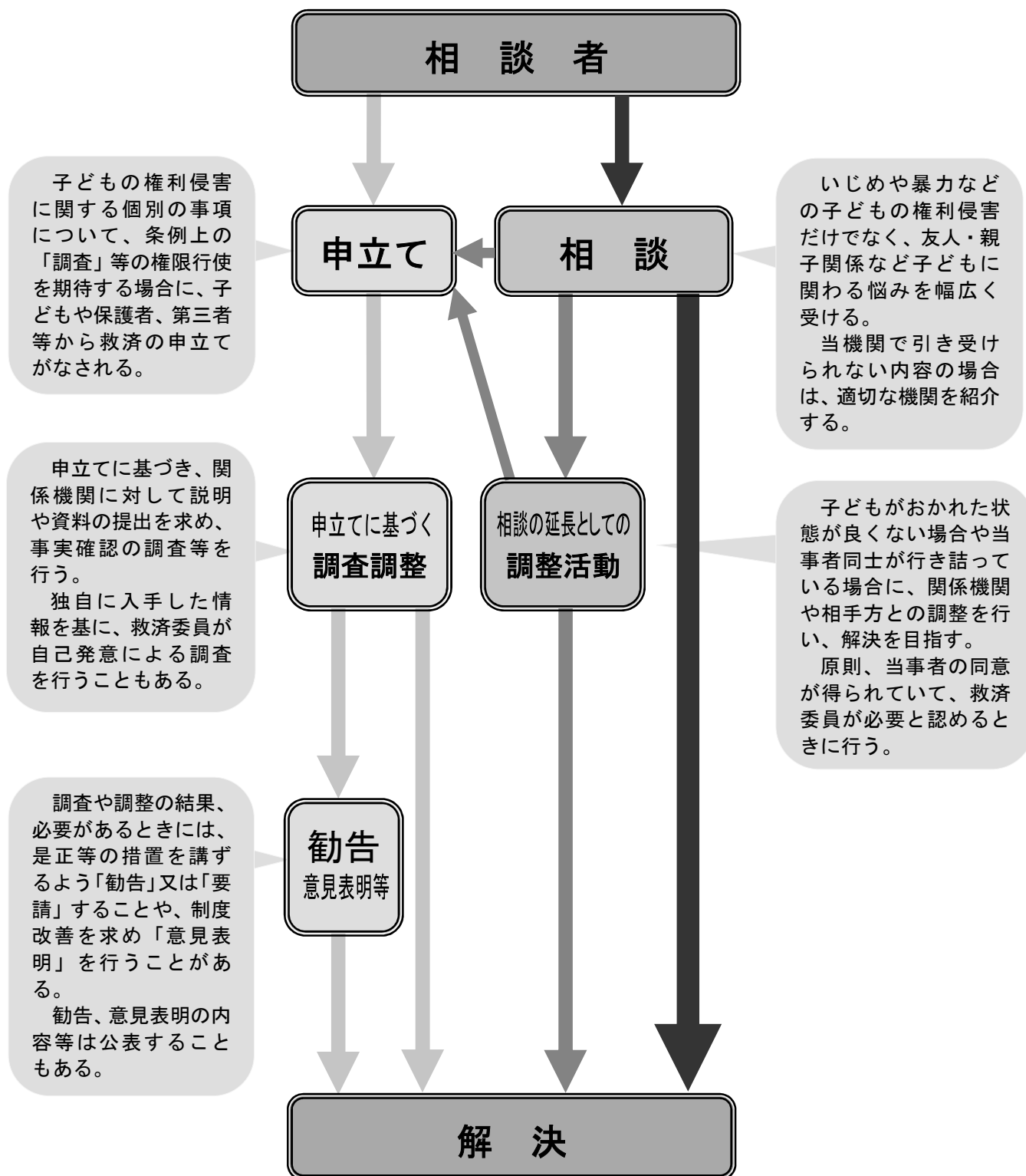
- ・電話（子ども専用の通話料無料電話：0120-66-3783 大人用：011-211-3783）
- ・メール（assist@city.sapporo.jp）・面談（下記の設置場所にて実施）
- ・無料通信アプリ「LINE」

【設置場所】

札幌市子ども未来局子どもの権利救済事務局（電話：211-2946 Fax：211-2948）
中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6階

(3) 相談・救済の流れ

子どもアシストセンターでは、子どものさまざまな悩みについて相談を受けるところから始まる。相談だけで解決に至らない場合などは、救済の申立てを行うことができ、必要に応じて、関係機関に対する調査などが行われるほか、勧告や意見表明が発せられる場合がある。



※ 図中の矢印は通常想定される流れを示したものであり、事案の状況や特性によってさまざまな流れが考えられる。

2 相談・救済の申立て

(1) 相談活動（令和3年度実績）

【相談件数】

年 度	実件数	延べ件数
令和3年度	948件	2,886件
令和2年度	882件	3,230件

【相談方法（※）】

区 分	電 話	Eメール	面 談	その他（※）	LINE	合計
実件数	510件	117件	5件	0件	316件	948件
延べ件数	1,464件	537件	140件	9件	736件	2,886件

※実件数は初回相談の際の相談方法を計上している。

※相談方法は、随時電話から面談、メールから電話等へ移行することがある。※「その他」：手紙など

【相談者内訳（実件数）】

子ども本人	母親	父親	親族	学校	その他（※）	合計
552件	306件	38件	18件	5件	29件	948件

※「その他」：近隣住民、同級生の保護者など

【相談者子ども本人の内訳（実件数）】

小学生	中学生	高校生	不明	その他（※）	合計
155件	248件	83件	62件	4件	552件

※「その他」：その他学生、無職少年など

【相談対象者内訳（実件数）】

未就学	小学生	中学生	高校生	不明	その他（※）	合計
28件	327件	373件	134件	75件	11件	948件

※「その他」：その他学生、有職少年、無職少年など

【相談内容内訳（延べ件数）】

家庭生活	学校生活	性格行動	身体的問題	対人関係	その他	合計
625件	1,274件	432件	46件	74件	435件	2,886件

※「その他」：施設生活、不良行為など

(2) 調整活動

相談対応だけで問題の解決を図ることに限界がある場合、当事者同士の間にも公的第三者として入り、問題解決のためのさまざまな調整が必要になることも多くある。このため、申立てに至る前の「相談」段階においても、救済委員の判断でこれを行うこととし、「調整活動」と位置付けている。

「調整活動」は、主に調査員が担当して行っており、関係機関への「事実確認」や児童相談所への「虐待通告」、問題解決のための「協力要請」や「話し合い」などさまざまな内容、程度を含んでいる。令和3年度は、32件の案件について実施した。

(3) 救済の申立て

救済の申立て対象は、子どもの権利侵害の個別救済としている。解決のために必要なときは調査や調整を行うが、相手を諷めたり白黒つけたりするためではなく、何が子どもにとって最善

であるかを関係者が共有し、相互に理解しながら、子どもを支援することを目的としている。

令和3年度は、新規で1件の救済の申立てがあったが、条例第38条第7号により調査対象外とした。なお、令和3年度においては、条例に規定する「救済委員の自己発意の調査」、「勧告」、「意見表明」、「是正等の要請」は行っていない。

3 広報・啓発

	項目	備 考	令和3年度実績
配 布 物	子ども向けチラシ	【対象】小学1年生、小学4年生、中学1年生等	53,730枚
	相談カード	【対象】全小学生、全中学生・全高校生	196,060枚
	大人用カード	ドラッグストアの市内店舗、各区役所等の公共機関、各区の社会福祉協議会	—
	子ども向けPRステッカー	小学校、中学校、高校、児童会館、フリースクール等	—
	大人向けPRステッカー	幼稚園、保育園、区役所、地下鉄駅、公共施設等	4,089枚
	PRチラシ	【対象】主に大人（出前講座・イベント時に配布）	—
出 前 講 座	あしすと出前講座	【対象】家庭教育学級、青少年関係団体等	1回実施
	あしすと子ども出前講座	【対象】児童会館を利用する子ども	0回実施

※このほか、ホームページへのコラム掲載、サッポロスマイル市政PRコーナーへの映像CMの放映などにより広報・啓発を行っている。

4 関係機関との連携

相談機関相互のスムーズな連携協力が図られるよう、行政機関だけでなく民間団体等も含めた相談機関に呼びかけて、「子どものための相談窓口連絡会議（官民21機関が参加）」を開催しており、令和3年度は新型コロナウイルスまん延防止のため、令和3年7月に書面会議、令和4年3月にはオンライン会議を開催した。

また、学校やPTAなどの関係団体等に対し、さまざまな機会をとらえて活動報告や説明会を行っている。